

保健福祉常任委員会

令和4年12月12日（月）

保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和4年第4回定例会
招集日時 令和4年12月12日(月) 午前10時
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委 員 長 甲 斐 徳之助
副 委 員 長 加 川 裕 美
委 員 柳 井 哲 也
" 須 藤 京 子
" 市 川 圭 一
" 藤 田 尚 美
" 北 島 登

欠席委員 なし

出席説明員
副 市 長 滝 本 昌 司
保 健 福 祉 部 長 内 藤 雪 枝
保 健 福 祉 部 次 長 兼
こ ども 家 庭 課 長 飯 島 希 美
保 育 課 長 橋 本 早 苗
医 療 年 金 課 長 石 野 尚 生

議会事務局出席者
書 記 富 田 香 織
書 記 田 上 洋 子

令和4年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 保健福祉常任委員会

議案第	54号	牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について
議案第	55号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
意見書案第	15号	帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
意見書案第	16号	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について

午前10時00分開会

○甲斐委員長 改めまして、おはようございます。

ただいまより保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長兼こども家庭課長、保育課長、医療年金課長であります。書記として富田さん、田上さんが出席しております。

よろしく申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 54号 牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について

議案第 55号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

意見書案第15号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について

意見書案第16号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について

以上4件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入らせていただきます。

まず、議案第54号、牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第54号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○橋本保育課長 保育課の橋本です。よろしくようお願いいたします。

議案第54号、牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料を御覧ください。

牛久市公立保育園の再編計画に基づきまして、令和5年3月31日をもちまして向原保育園を閉園することに伴い、牛久市立保育園設置条例を改正するものとなります。

ページをめくっていただきまして、2ページ目になります。

改正内容としましては、牛久市立保育園設置条例の別表です。公立保育園4園の名称と住所の一覧が掲載してございますが、こちらから向原保育園を削除するものとなります。

施行日は令和5年4月1日を予定しております。

以上でございます。

○甲斐委員長 これより議案第54号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。市川委員。

○市川委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

今後、この保育園や幼稚園等々の整備に入っていくと思うんですが、ほかの保育園で以前、全員協議会か何かだったかで説明をいただいたときに、栄町とかそちらも入っているという再編計画、その後、私もその地域住民の方に説明等々はどういうふうになっているのかということで質

問した経緯があったと思うんですが、この向原保育園、特に保護者等々から、あとは地域の方たちからこの廃園に向けて指摘とか何かがあったのか、今後、市として他の保育園整備に関して、今現状でどのようにお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず、地域の方への説明ですけれども、再編計画をまとめまして、全員協議会のほうで説明をさせていただいてから行政区の方には説明をさせていただいているんですけれども、こういった意見というのは特になく、閉園しちゃうんですねというような形の御意見でした。

今後につきましても、この再編計画に基づきまして、まず、次の予定ですと、つつじが丘保育園の閉園ということがあるんですけれども、現在のところ、つつじが丘保育園は園児数が結構いまして、転園の手続はなかなか難しいという状況でして、今後また園児の状況などを見ながら進めていくようなことになると思います。

以上でございます。

○甲斐委員長 市川委員。

○市川委員 そうすると、今、課長のほうからつつじが丘保育園ということで、兄弟でこれからまた入園しようかなという御家庭もあると思うんですね。そのような方にはどのような説明をしていくのか、あと、やはりこの市立の在り方、保育園に限らず、今後どうしても子供の数というのは減っていくのがもう見えているので、そこら辺のなくしてしまったそのあとどうするんだ、利用ですよ、再利用等々も含めてその利活用ということでは、やはり幼稚園、保育園、小学校、中学校ややっぱりある程度地域の拠点になるところだと思うんです。ですので、そこら辺の廃園にしまうだけではなくて、その後の活用というのもお考えになっているのかどうかというのもちょっとお聞きしたいと思います。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず、今後入園したい兄弟の入園に関しましてですが、既につつじが丘には再編計画があるんだよということを説明しています。3年から5年の間で閉園という計画がありますということを説明した上で、それを御了承していただいた方に希望していただくような形で対応しております。

閉園後の利活用につきましては、これは市全体で今後どうしていくか、検討していくことになると思います。

以上でございます。

○甲斐委員長 市川委員。

○市川委員 確認ですが、御兄弟で入りたいという方にはもうここでは入れませんよというふうな形を取るのか、そこら辺の線引きをはっきりとして、再編計画があるのでつつじが丘に入っているお子さんの下の子が仮に2年後とかに入りたいんだけどというふうな御家庭のほうで、いわゆる年の差ですよ、その生まれた年によってそれに当てはまる可能性もあるわけです。そういったときには、本当に事前にここではもう何年度には廃園という形で今いっているの、ここでは受入れができないというふうに説明をしているのかどうかだけ確認したいんです。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 いつに閉園ということではなくて、今、閉園の計画がありますと、入園の状況を見ながら転園が可能かどうかということを見ながら、毎年そこを見直ししながらできる段階で閉園ということを決めていきますので、いつから入れませんよということは、今のところはございません。ただ、もしかしたら何年後かに転園することになる、つつじが丘に入ってもらったけれども別の園に異動してもらう可能性があるよということの説明しております。

以上でございます。

○市川委員 今、現段階ではもう完全に廃園というのは向原保育園だけということで認識してよろしいでしょうか。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 計画はございますが、いつというのが決まっているのは向原保育園のみです。

○甲斐委員長 ほかに。北島委員。

○北島委員 全協のときの説明で、保育所へ預ける子供たちの数について公立保育園の予想数だけは示されたんですが、全体の数が示されなかったように記憶しているんですけども、公立と私立の率ほどのくらい数が違う構成になっているのか、分かりますでしょうか。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 再編計画には掲載しておるんですけども、民間保育園の利用定員は、現在1,659人となっています。公立が現在430人ですけども、向原保育園が閉園となりまして、令和5年度からは370人となります。

○甲斐委員長 北島委員。

○北島委員 公立保育園には保育水準を守る、向上させる、そういう役割がしっかりあると思うんです。最近も保育園で虐待が行われていた、しかももう保育士3名が。

○甲斐委員長 暫時休憩いたします。自席にて。

午前10時12分休憩

午前10時14分開議

○甲斐委員長 直りましたので再開します。北島委員。

○北島委員 公立には公立の役割がしっかりあると思います。それで、最近でも保育園で虐待事件がありましたけれども、そういうこともしっかり市のほうで監視できるような体制になるのか。

もう一つは、公立だけ減らすのか、それから民間の定員やそこら辺についての検討もしているのかどうか、そののところをお教えてください。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず、公立保育園の役割としましては、保育需要が減っていく中で、まずは公立保育園を縮小することで民間保育園の定員割れというのをなるべく防ぐようにしていけるような役割を考えております。そのほかにまた、民間では受入れが難しいといったちょっと重度の障がいのあるお子さんですとかそういったお子さんの受入れ、そういったものを役割として考えて

おります。

民間の保育定員につきましては、なるべくそこは変更のないように、市内の子供たちを受入れ可能であるようにする、そこは考えております。

また、虐待につきましてはすみません。ここについてはまだこれから検討になりますけれども、恐らく国のほうでの対応もあるかと思しますので、状況は常に注視して動向を考えて検討していくようにしたいと思います。

以上です。

○甲斐委員長 最後です。須藤委員。

○須藤委員 それでは何点か。今、障がいのあるお子さんの受入れということで、公立保育園がその役割を大きく担っていただいているということについては感謝の声も聞こえておりますので、数が減ったからといって、例えば1園で受け入れられるお子さんの数というのが減少してそれで厳しくなるというようなことがあるのかなのかということと、それから保育士さんのことですが、今は非常勤の保育士さん、それから正職の保育士さんということでバランスよく配置されているというふうに思っておりますけれども、閉園された後に、それぞれの園児の方が転園先で人数のばらつきが出てくると思うんです。そういうのに合わせて、今勤めていらっしゃる保育士さんの処遇が変わるというようなことがないのか、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず、1園減ることでの他園での受入れの状況ですけれども、これにつきましては、市内全部の施設の利用定員とあとは今後見込んでいる園児の数、あと保育を希望する数を見ますと、全ての利用定員のうちより下の数字、全て受け入れられるという数字になるのは確認していますので、それで待機児童がまた発生するという事は恐らく保育士が確保できることではないと考えております。

また、今度向原の子供たちが別の園に行くこととということですが、この調整というのは、各民間保育園、公立保育園ほかの転園の受入先で受入れが可能かどうか、数字的に問題がないかというのは確認をして、そういったところで転園を進めるような形にしております。要するに、その運営の可能な範囲内ということになっております。

処遇につきましても、そこは変わることはございません。

以上でございます。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 再度の確認なんですが、障がいのあるお子さんの受入れに関しても、1園当たりどのくらい受け入れられるかというようなこともあるのかもしれないですけれども、障がいがあることによって、利用定員内であってもちょっと障がいがあるからというようなことでお断りみたいな事態にはならないというふうに思っておりますかということなんです。

では簡単に、利用枠があるんだけど、障がいがあるということが理由でちょっとお待ちくださいみたいなことは生じませんかということなんです。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 障がいの程度にもよるのかもしれないですけども、そこは各園との調整とはなるんですけども、確保できているところで受入れができるということで考えております。

○甲斐委員長 よろしいですか。ほかに。藤田委員。

○藤田委員 すいません、お願いします。

まず、そもそもの牛久市の待機児童の数を教えてください。

向原保育園が閉園という形になって、保育士がそれぞれの園のほうに移動されると思うんですけども、それによって先ほどの加配が必要となる子供たちの補う人数、例えば園においても加配が必要だけれども、この向原保育園が閉園によって保育士が異動されたので、その加配をしっかりと見られるようになったというメリッ的なところ、先ほど課長が言われたのは重度であったりその様々な傾向性の子供たち、それによって手厚くなるのか、保育士が異動することによって。やはり加配が必要となる子供たちが今後増えていくので、その辺が私も非常に懸念するところで、また公立の役割というところは私立も保育不足でありますので、なかなかそこが受け入れづらいというところ、また加配が付けづらいというところも現状ありますので、この公立が縮小になることによって、今、保育士不足とってそもそもどのぐらいいるのかお示しいただきながら、この向原の異動について、職員の異動を課せられたために保育所を辞められた方、非常勤であっても正職でも向原にいた職員、全員が異動に行かれるのか、辞められた方はいらっしゃるのか。

以上です。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず、現在の待機児童ですけども、今、最新で1月入園の内定ですけども、待機児童、国基準ではゼロになっております。

それから、向原保育園閉園に伴いまして、保育士については、正職員については別の公立保育園に異動ということになります。会計年度任用職員の保育士につきましては、今年度一旦会計年度任用職員更新の時期になりますので、そこは一旦更新という形になりますが、向原が閉園するから向原の保育士がそのまま職がないということではなくて、ほかの3園でももちろん今、保育士がまだ足りない状況ですので、そちらで続けて勤務していただけるような状況ではございます。

ごめんなさい、会計年度任用職員さんは申込みになりますので。

加配につきましても、今不足している職員がほかの3園に入るということで、少し職員の不足が解消されるかとは思いますが。加配についてもそこも対応が可能になるのかと思えます。

○甲斐委員長 藤田委員。

○藤田委員 ちょっと関連してなんですけれども、会計職員は自分で決めるということは、1年間ごと切替えの時期に合っているからいいんですけども、設置からちょっとずれるかもしれないんですけども、保育士不足で公立というのは資格のある人間を採用していつている正職であっても会計年度についても。しかし今、県のほうでも子育て支援員とかのその無資格というか準資格といいますか、今後、そのような保育士不足の解消という部分で、どのように資格のない

人間を取り入れていく検討というんですか、民間は今、そのような形の人材を入れ込んでいるという状況もあるんですけども、子供の先ほどの虐待の件もありましたけれども、不足のためにという点もあるかもしれないというところで、公立としてそういう人材不足のところに無資格者を入れていくような考え、検討というのはございますでしょうか。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 公立につきましては、まず、最初に申し上げましたように、あくまでも、もう今後は児童が減っていくところで保育需要の調整役となっておりますので、まずはそういった保育補助ですとかそういった方の受入れを民間のほうでやっていただいて、民間での保育のほうへお願いしたいと考えております。

○甲斐委員長 ほかに。柳井委員。

○柳井委員 今回の向原の閉園は民間の経営を助けるという要素もありながら、なおかつ児童数が減っても牛久市市立保育園は障がいのある子供たちのためにはやっぱりなくすわけにはいかないという役割も持っているんだという今、説明がありました。

ただ、出生率の減少というのは牛久市においてもまだまだ続くと思うんです。民間保育園をどのぐらいまでその出生率の問題で影響を及ぼしているのかというのを、現時点も民間保育園で児童数が減っているのか、困っている保育園経営者がいるのかどうかというのを含めて、今後の見通しをどのように捉えているか、ちょっと分かる範囲で結構ですので、先行きもう民間も困るんですよという状況なのかどうか、それをお願いできたら。ちょっと大きくなってしまふかな。分かる範囲で結構です。

○甲斐委員長 保育課長、お願いします。

○橋本保育課長 今のところだと、児童が減少していくという傾向は変わっていません。ですので、公立でまずは調整をとということなんですけれども、ちょっとその先については、またずっと今後見ていかないとはい、すみません。

○甲斐委員長 出尽くしましたか。

以上で議案第54号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第55号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第55号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療年金課の石野です。よろしくお願ひいたします。

議案第55号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正点は、現状に合わせた文言の整理と国民健康保険支払い準備基金の取崩しに関する条項の追加となります。

現行条例では、基金の取崩し目的に関する具体的な規定は3項目となっております。

1つ目が医療費急増への対応、2つ目が国保税収急減への対応、3つ目が保険事業への対応でございます。そしてそれ以外の取崩し目的は全て特別な事情があるときと規定されております。

今回の改正案では、具体的な取崩し項目として、制度改正などによる国保税額の予期せぬ増加

に対する納税義務者の負担軽減・収納不足への対応及び事業費納付金の著しい増加への対応、この2つを追加しております。

これは基金処分の目的を明確化し、また、例えば昨年度牛久でもありました賦課方式の変更のような制度改正によって国保税が増税となる場合に基金を活用し、被保険者の税負担の急増抑制を図るものでございます。

なお、同様の条例改正は近隣市町村、県内市町村で順次行われております。

説明は以上です。

○甲斐委員長 これより議案第55号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。須藤委員。

○須藤委員 今回の改正により、制度改正その後の対応として国保税の税率が今後この医療費の増大とともに上昇するということが見込まれている中、この基金の取崩しの内容をここを含めたということについては評価したいと思うんですが、このことによって、例えば県からの安定化補助金みたいな、ああいうものに影響するということはないんでしょうか。牛久市は独自の準備基金があって、それを取崩しをすることによって保険料アップを抑えられるんだからというようなことについて、県から何かペナルティーではないんですが、そのようなことが生ずるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 県補助金は算定は全然別物ですので、牛久市が独自に財源を蓄えてそれを活用していたとしても、それを基に県の補助金が減らされるというような状況はございません。

○甲斐委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はお願い申し上げます。北島委員。

○北島委員 向原保育園の閉園、前から検討はされていたのかどうかはあれですが、今年、たしか8月だったと思うんですが急に全協の中で紹介されて、非常にちょっと唐突だなという感じを受けました。そして先ほど質問の中で言いましたとおり、公立保育の在り方についてもっと明確にする必要があるんじゃないか。先ほど民間保育園の定員割れを防ぐ調整弁のような役割について述べられていましたけれども、公立保育園の役割はそこにあるのではないというふうに申し述べたいと思います。

そういう意味からも、もっとしっかりとした検討、現在の利用者だけではなくて、地域住民の理解と向原保育園だけに限らず、市全体の保育行政をどうするのかということについても、やっぱりしっかり市民の理解を得て進めていくべきというふうに思い、今回の案については反対したいというふうに思っております。

以上です。

○甲斐委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 なきようでございますので討論を終結いたします。

付託されました案件につきましてこれより採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第54号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構でございます。

次に、意見書案第15号、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第15号について、意見のある方は御発言をお願いします。須藤委員。

○須藤委員 带状疱疹ワクチン、高齢者にとってこれはかなり厳しい病状への引き金になることもあるということで、私も御近所にいる方、実体験で、この方带状疱疹をきっかけにいろいろな病気を呼び込んでしまうというようなことで、10年以上も苦しんだ挙げ句に亡くなられたというようなことだったんです。ですので、やはり水ぼうそうのウイルスを持っている人間には誰でもこの発症機会もあるというような意味では、これらへの要望というような意味においては、定期接種化というのがうたわれ始めたということですので、これに対する補助ということは妥当なのかなというふうに思った次第です。

以上です。意見です。

○甲斐委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようでございます。

以上で意見書案第15号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第15号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第15号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第16号、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提

出についてを議題といたします。

意見書案第16号について、意見のある方は御発言をお願いします。須藤委員

○須藤委員 この意見書案も重要なことを提案しているということで、知的障がい、ここにも書かれているとおり、知的障がい者と知的障がい児者を定義されるというのがどこにも書かれていないというのは、1993年の障害者基本法、それ以降1995年の障害者プランの発表、そして2005年の障害者自立支援法以降、もうその時々はこの問題というのは議論されていることであります。

知的障がいの手帳の制度というのが、各都道府県知事それから政令指定都市ですと市長さんがこの療育手帳の発行等について責任者、交付主体がそういうところになっているということで、ここにも書いてあるとおり様々な違いが生じているということで、そのことによって、そもそも知的障がい者の方が全国に何人いるのかということさえもやはりその判断の違いによって、この県では療育手帳のAとかBとかあるわけですけれども、そこが判断違ってしまうと、それからここに入らないということになってしまう、その人数にまで及ぶというようなことにもなって、厚労省が発表している総数もどこかきちんとしたものではないというようなことから言いましても大変重要な入り口のところです、これは国がきちんと対応をすべきだというふうに思っておりますので、こうした意見書を出すということは大変重要なことであると思っております。

以上です。

○甲斐委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で意見書案第16号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第16号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第16号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

次に、付託案件以外の所管事項について、御意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 先ほども54号の審査のときにちょっと出ておりましたけれども、昨今、公立では保育園の送迎のバスが運行しているということはございませんけれども、幼稚園、保育園の通園バスでの置き去り、もう事件と言っているようなものだと思うんですがそういうもの、それから直近では虐待の問題ですね、民間の保育園でしたが、虐待の問題が挙げられておりました。やはり牛久市でも私の知り合いのお孫さんが行っていた園で、あんまり言ってしまうと特定されてしまうのであれなんです、そのお子さんはもう泣いて、あそこは行きたくないと言ってそれで転

園したら、今度はもうルンルンで行っているとか、そのような状況で、やはり実態としてはいろいろな園の方針、それからいろんな対応があるということで伺っているのですが、先ほどの保育課長の話では虐待の問題は調査できていないというようなことでしたけれども、この辺を市としてどこまでできるのかということはあると思うんですけども、やはり議会としてもその辺を注視して、実態はどうかということ調べて勉強していくことが必要かなというふうに思っています、今後といってももう少ないですが調査できたらいいなというふうに思っておりますので、いかがでしょうか。

○甲斐委員長 ただいま、須藤委員より保育園関係の事故や虐待等の市内における現況調査という形での勉強会をされたらどうかという御意見がありました。本委員会の所管の事務調査事項とすべき等の意見があります。

そこで皆様にお諮りさせていただきます。

ただいまの須藤委員の御意見に対しまして、閉会中の事務調査として御異議がありますか、ありませんかという話ですね。

一応、諮りますか。御異議なしの方。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 御異議なしと認めまして、市内保育園の現況調査を調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査とすることに決し、議長宛て閉会中所管事務調査の申出をいたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これを持ちまして保健福祉常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時45分閉会